

印西市国民健康保険税条例の一部改正について

改正内容

現在、低所得者の保険税負担を抑えるため、一定の条件を満たす場合に均等割額及び平等割額7割・5割・2割軽減する制度が講じられている。

今回の改正は、子育て世帯の負担軽減を図るため、次世代育成支援等の観点から出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月）の均等割及び所得割を免除する。

免除対象者

出産する被保険者

減額する保険税

出産する被保険者に係る産前産後期間（単胎妊娠4か月、多胎妊娠6か月）の均等割保険税と所得割保険税を免除

財源について

免除となった保険税は、国1/2、県1/4、市1/4をそれぞれ公費負担する

影響額の試算

年間50件程度の出産があると推計した場合

（国は、1人当たりの免除額を27,000円と試算）

$$50 \text{ 件} \times 27,000 \text{ 円} = 1,350,000 \text{ 円}$$

（国：675,000円 県：337,500円 市：337,500円が、繰入金として歳入される。）

※第4回定例会（12月議会）に上程予定 令和6年1月1日施行